

第4回東日本大震災の復興施策の総括に 関するワーキンググループ

復旧・復興事業の規模と財源

令和元年9月30日



1. 復興財源フレーム

【これまでの取組】

- 当初5年間(平成23～27年度)の事業規模を示し、予め財源を確保。その後、復興の進捗に応じ、財源を見直し。後期5年(平成28年度～令和2年度)の開始に当たっても、必要な事業規模を示し、予め財源を確保。

集中復興期間(23年度～27年度)

復興期間(平成23年度～令和2年度)

〔 東日本大震災
復興対策本部決定 〕

〔 復興推進会議決定 〕

〔 平成27年度
予算概算決定 〕

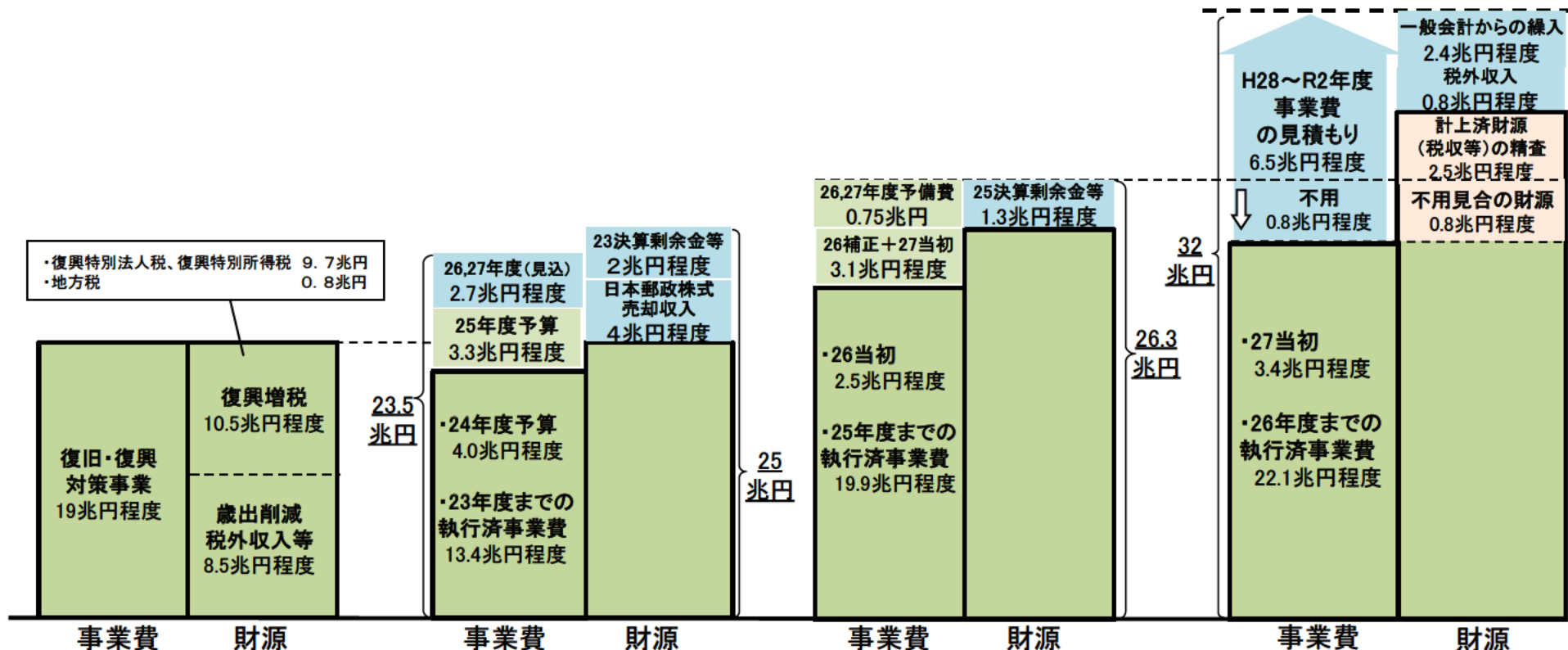
〔 復興推進会議決定 〕

①平成23年7月:19兆円

②平成25年1月:25兆円

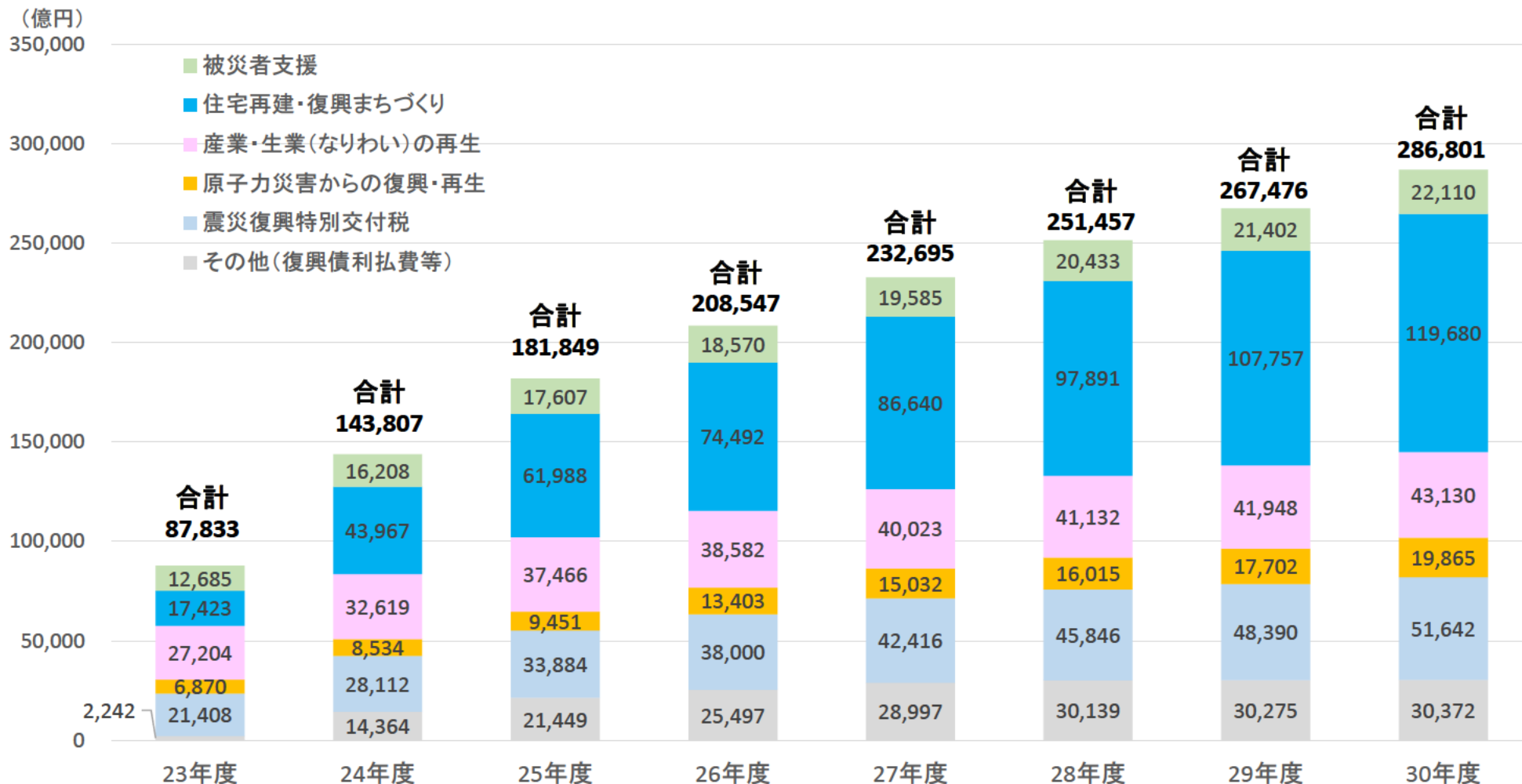
③平成27年1月:26.3兆円

④平成27年6月:32兆円程度



(注1) 本資料は、平成28年4月4日の財政制度等審議会財政制度分科会資料をベースにしている。

(注2) 上記の事業費には、原子力損害賠償法・放射性物質汚染対処特措法に基づき東京電力が負担すべき経費は含まれない。また、執行済事業費には、繰越額が含まれている。

【関係指標】
復興財源フレーム対象経費の執行状況(累積)


(注1) 復興財源フレーム対象経費は、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を除外等したものである。

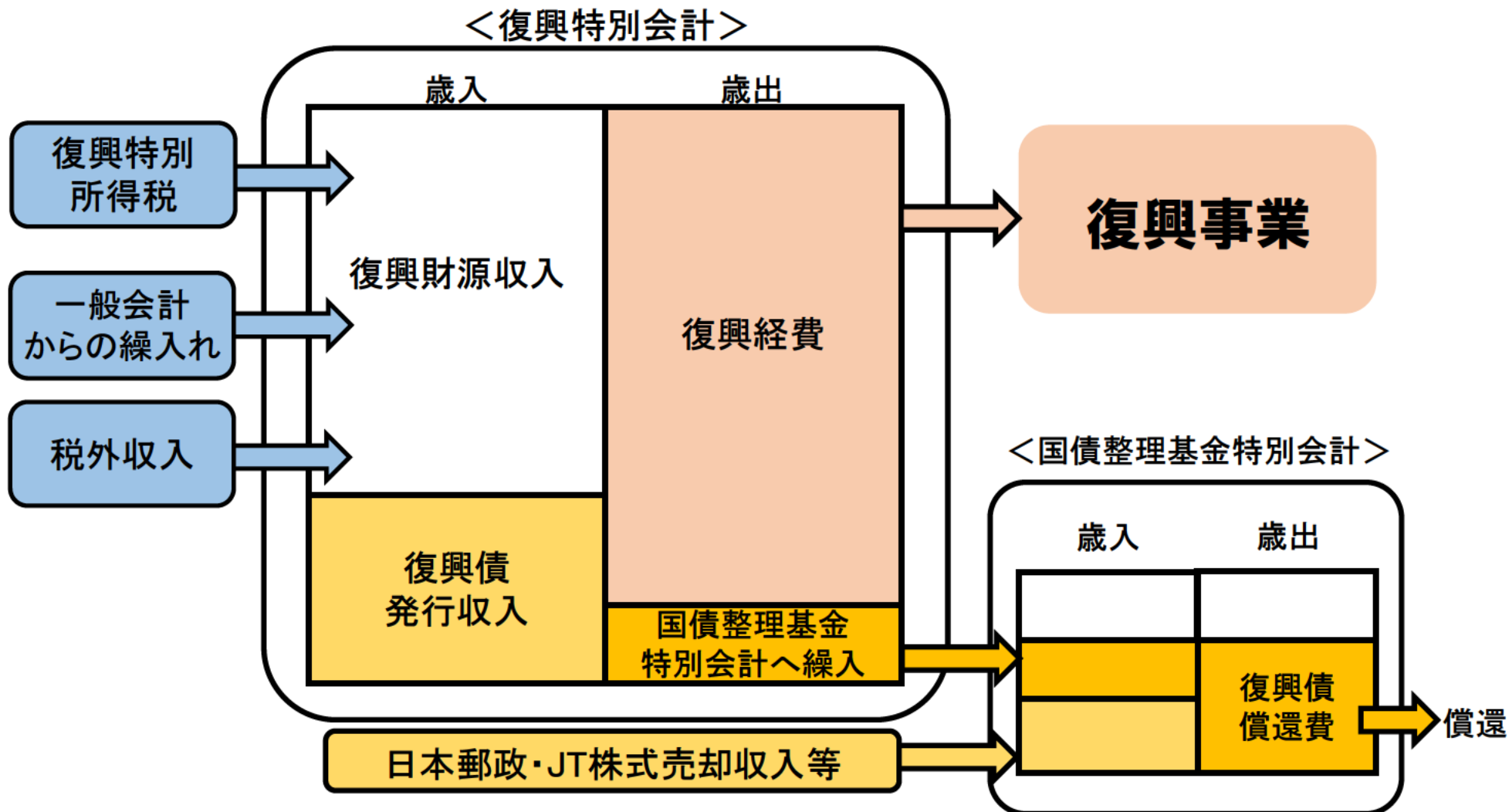
(注2) 平成30年度については、執行見込額を記載しており、支出済歳出額281,874億円と令和元年度への繰越額4,927億円を合計している。

その他の年度については、支出済歳出額のみ。

2. 東日本大震災復興特別会計

【これまでの取組】

- 平成24年度より東日本大震災復興特別会計を設置。復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確化。



【関係指標】
東日本大震災復興特別会計 歳入・歳出予算の内容(令和元年度予算)

(単位:億円)

| | 30年度予算 (当初) | 令和元年度予算 | |
|-----------------|----------------|---------|--------|
| | | | 対前年度 |
| (歳入) | | | |
| 復興特別所得税 | 4,003 | 4,196 | 193 |
| 一般会計からの繰入れ | 5,869 | 1,848 | ▲4,021 |
| 税外収入 | 4,158 | 6,020 | 1,862 |
| 復興公債金 | 9,563 | 9,284 | ▲279 |
| 計 | 23,593 | 21,348 | ▲2,245 |
| (歳出) | | | |
| 東日本大震災復興経費 | 19,610 | 18,027 | ▲1,582 |
| 国債整理基金特別会計への繰入等 | 983 | 320 | ▲663 |
| 復興加速化・福島再生予備費 | 3,000 | 3,000 | 0 |
| 計 | 23,593 | 21,348 | ▲2,245 |

(注) 金額は、単位未満四捨五入によるため、合計が一致しない場合がある。

【関係指標】
東日本大震災復興特別会計予算の推移(当初予算ベース)

(単位:億円)

| 区分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 被災者支援 | 1,627 | 1,883 | 1,117 | 1,287 | 1,114 | 1,124 | 768 | 614 |
| 住宅再建・復興まちづくり | 12,364 | 16,670 | 13,296 | 13,487 | 11,318 | 7,698 | 6,996 | 6,927 |
| 産業・生業の再生 | 2,862 | 3,075 | 1,306 | 1,675 | 1,374 | 1,052 | 1,052 | 691 |
| 原子力災害からの復興・再生 | 5,202 | 7,264 | 6,600 | 7,807 | 10,167 | 8,209 | 7,477 | 6,486 |
| 小計 (復興庁所管) | 20,433 | 29,037 | 22,441 | 24,364 | 24,055 | 18,153 | 16,357 | 14,781 |
| 震災復興特別交付税 | 5,490 | 6,053 | 5,723 | 5,898 | 3,478 | 3,425 | 3,252 | 3,246 |
| その他 (予備費等) | 10,080 | 8,750 | 8,300 | 8,825 | 4,936 | 5,317 | 3,983 | 3,320 |
| 合計 | 37,754 | 43,840 | 36,464 | 39,087 | 32,469 | 26,896 | 23,593 | 21,348 |

(注) 金額は、単位未満四捨五入によるため、合計が一致しない場合がある。

3. 自治体負担の軽減

【これまでの取組】

- 東日本大震災の復興事業では、補助率について激甚法を上回るかさ上げを行ったほか、残る自治体負担についても、震災復興特別交付税により当初5年間は全額国庫負担。→ 復興事業が膨大、かつ小規模で財政力の低い自治体が多かったことに特別に配慮。
- 復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)においては、一部の事業で自治体負担を導入。→ 被災自治体の「自立」につなげていく観点。
- 自治体負担の軽減により、復興事業の加速化が図られ、特に地震・津波被災地域のハード事業は復興期間内に概ね完成する見込み。

| 事業 (例) | | 東日本 (集中復興期間) | 東日本 (復興・創生期間) | 阪神・淡路 等 |
|-------------------|-------------------------------|--|---|-------------------------------------|
| 災害 復旧 | 公共土木施設 (上水道、廃棄物処理施設等) | 補助率8/10~9/10 (特例的に嵩上げ) + 自治体負担全額を震災特交 (負担ゼロ) | | 補助率8/10 + 一部自治体負担 ※3 |
| | 復興交付金事業 (基幹) ※1、2 | 通常補助率 + 自治体負担分1/2を補助 (嵩上げ) + 自治体負担全額を震災特交 (負担ゼロ) | 通常補助率 + 自治体負担分1/2を補助 (嵩上げ) + 自治体負担全額を震災特交 (負担ゼロ) | (一部補助率嵩上げ (激甚対象等) + 一部自治体負担 ※4) |
| | 復興交付金事業 (効果促進) | | 補助率8/10 + 一部自治体負担 (自治体負担の95%を震災特交) | (通常補助率 + 一部自治体負担 ※5) |
| その 他 補 助 | 社会資本整備 総合交付金事業 (復興枠) ※2 | 通常補助率 + 自治体負担全額を震災特交 (負担ゼロ) | 通常補助率 + 一部自治体負担 (自治体負担の95%を震災特交) | (通常補助率 + 一部自治体負担 ※6) |
| | 被災市町村の仮庁舎 | | 補助率2/3 + 自治体負担全額を震災特交 (負担ゼロ) | 補助の対象外 ※7 |
| | 介護老人保健施設 | | 補助率1/2 + 自治体負担全額を震災特交 (負担ゼロ) | 補助率1/2 + 一部自治体負担 ※8 |
| | 被災者生活再建支援金 | | 補助率4/5 + 自治体負担全額を震災特交 (負担ゼロ) | 補助率1/2 + 一部自治体負担 ※9 (平成10年に制度創設) |
| | 復興道路 復興支援道路 | 直轄負担金全額を震災特交で措置 (負担ゼロ) | (復興道路) 直轄負担金全額を震災特交 で措置 (負担ゼロ) (復興支援道路) 直轄負担金の95%を 震災特交で措置(残り5%が自治体負担) | |

(※1) 5省40事業を一括化。基幹事業に関連し自由度の高い効果促進事業を実施 (※2) 阪神・淡路の際は、復興交付金、社総交制度は存在していないため、同種の補助事業の取扱いを記載
 (※3) 100%起債、元利償還金の95%を交付税措置 (※4) 区画整理の例:90%起債、元利償還金の80%を交付税措置
 (※5) 社総交効果促進の例:90%起債、元利償還金の20%を交付税措置(一般事業と同様の扱い) (※6) 道路の例:90%起債、元利償還金の20%を交付税措置(一般事業と同様の扱い)
 (※7) 熊本地震の際は、災害復旧事業債により支援(100%起債、元利償還金の85.5%を交付税措置) (※8) 100%起債、元利償還金の95%を交付税措置(公立施設の場合)
 (※9) 100%起債、元利償還金の80%を交付税措置 (出所)「平成28年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準について」(平成27年6月3日 復興庁)から作成

【関係指標】

被災自治体の財政状況

- 被災3県の財政状況は、震災前の水準を超えて回復し、その伸び率は、概ね全国水準を上回っている。ただし、被災3県の財政力は改善しているものの、復興需要に基づく法人関係税等の伸びによる影響が大きいと考えられる。今後も中長期的に財政基盤を維持できるかが課題。

(注)財政力指数(平成21年度→平成29年度)は、都道府県平均でほぼ横ばい(▲0.00下落)、市町村平均で▲0.04下落

- 一方、帰還困難区域を抱える福島県の一部市町村などにおいては、地方税の大幅な減収が回復していない状況。

(出所:総務省「決算カード」)

(単位:億円、%)

| 自治体名 | 地方税 | | | | 実質公債費比率 | | | | 財政力指数 | | | |
|-------|-------|-------|-------|----------------|---------|-------|-------|----------------|-------|------|------|----------------|
| | 21年度 | 23年度 | 29年度 | 増減率 (29÷21) | 21年度 | 23年度 | 29年度 | 増減差 (29-21) | 21年度 | 23年度 | 29年度 | 増減差 (29-21) |
| 岩手県 | 1,197 | 1,128 | 1,560 | +30.3% | 14.1% | 17.6% | 18.2% | +4.1 | 0.31 | 0.30 | 0.36 | +0.05 |
| 盛岡市 | 410 | 403 | 427 | +4.0% | 13.3% | 13.6% | 9.5% | ▲3.8 | 0.72 | 0.67 | 0.74 | +0.02 |
| 陸前高田市 | 18 | 9 | 18 | ▲1.3% | 19.0% | 18.0% | 14.2% | ▲4.8 | 0.28 | 0.26 | 0.31 | +0.03 |
| 大槌町 | 11 | 5 | 10 | ▲9.1% | 13.6% | 11.8% | 9.8% | ▲3.8 | 0.32 | 0.30 | 0.27 | ▲0.05 |
| 宮城県 | 2,548 | 2,265 | 3,352 | +31.5% | 15.0% | 15.5% | 14.5% | ▲0.5 | 0.54 | 0.51 | 0.63 | +0.09 |
| 仙台市 | 1,752 | 1,585 | 1,912 | +9.1% | 12.7% | 11.6% | 8.2% | ▲4.5 | 0.86 | 0.85 | 0.91 | +0.05 |
| 石巻市 | 176 | 92 | 181 | +2.9% | 14.3% | 13.7% | 10.3% | ▲4.0 | 0.51 | 0.48 | 0.52 | +0.01 |
| 女川町 | 41 | 35 | 33 | ▲20.3% | 4.1% | 4.5% | 3.7% | ▲0.4 | 1.41 | 1.17 | 0.99 | ▲0.42 |
| 福島県 | 2,141 | 1,905 | 2,710 | +26.5% | 13.9% | 14.4% | 9.5% | ▲4.4 | 0.46 | 0.42 | 0.55 | +0.09 |
| 福島市 | 392 | 383 | 381 | ▲2.7% | 6.9% | 5.3% | 1.6% | ▲5.3 | 0.76 | 0.71 | 0.76 | 0.00 |
| 双葉町 | 18 | 14 | 11 | ▲38.3% | 26.4% | 20.9% | 8.8% | ▲17.6 | 0.78 | 0.84 | 0.70 | ▲0.08 |
| 浪江町 | 20 | 4 | 7 | ▲64.6% | 18.9% | 15.4% | 8.1% | ▲10.8 | 0.47 | 0.43 | 0.45 | ▲0.02 |

【今後の課題や施策の方向性】

- 本年3月に閣議決定された「復興の基本方針」や8月に公表された与党第8次提言に沿って、これまでの復興施策の進捗状況や効果検証、被災自治体の要望、国と地方の適切な役割分担、他の大規模災害の実例等を踏まえながら、復興・創生期間後も対応が必要な事業を整理し、これを確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方について検討する必要。

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成31年3月8日 閣議決定）[抜粋]

5. (3) 復興を支える仕組みについて

国が総力を挙げて東日本大震災からの復興に取り組むため、東日本大震災復興基本法を制定し、復興期間における復旧・復興事業費とそれに必要な財源の規模を示すとともに、東日本大震災復興特別区域法や福島特措法に基づく交付金、税制や規制等の特例、東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく二重ローン対策、震災復興特別交付税、人材確保対策等のこれまでにない支援制度を設けて、復興を推進してきた。

今後、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方について検討する。

「東日本大震災 復興加速化のための第8次提言」（令和元年8月5日 自由民主党・公明党）[抜粋]

- 被災自治体が復興・創生期間後に残された課題に安心して着実に取り組むことができるよう、これまでの復興施策の進捗状況や効果検証、被災自治体の要望、国と地方の適切な役割分担、他の大規模災害の実例等を踏まえながら、復興・創生期間後も対応が必要な事業を検討した上で、それらの事業について今後の支援のあり方を検討すること。
- その際、地震・津波被災地域においては、速やかな復興の完了と自立に向け、やむを得ない事情による事業進捗の遅れが復興事業の着実な進展の支障とならないような支援のあり方を検討すること。また、原子力事故災害被災地域においても同様に、避難指示解除の時期の違いが復興事業の実施の支障とならないような支援のあり方を検討すること。
- その上で、震災復興特別交付税等の復興を支える仕組みのあり方を検討し、必要な事業を確実に実施するための財源を手当てすること。
- 東日本大震災復興特別会計の取扱いについては、復興に係る資金の流れの透明性の確保や復興債の償還の適切な管理といった観点を踏まえ、今後のあり方を検討すること。

〔今後起こり得る大規模災害に対する防災・減災対策に生かすべき教訓〕

- 東日本大震災では、甚大な被害により機能が失われるような自治体も多かった中で、膨大な復旧・復興事業を実施する必要があった。こうした背景の下、復興財源フレームの策定をはじめ、今回講じられた前例のない手厚い財政支援は、被災自治体が安心して復興事業に取り組むことを可能とするなど、復興の加速化に資する措置であったと考えられる。
他方、こうした手厚い財政支援は、国民の幅広い理解を得て、復興増税や大幅な歳出削減等により財源の手当てを実現することができて、初めて可能となったもの。
- また、災害多発国である日本では、今後中長期的に南海トラフ地震をはじめとする大規模災害への対応が必要となる可能性が高く、将来において円滑な災害対応のあり方を検討していくことが必要。
そのためには、今回の東日本大震災を含め、累次の大規模災害の復旧・復興施策について、復興事業の進捗に応じて、施策の必要性・効果の直接性・他の被災地との公平性等の観点に照らし、不断の見直し・精査を行い、広く将来の大規模災害の復旧・復興施策に活かしていくことが重要と考えられる。